

公の施設【基本情報】

施 設 名	新潟市亀田斎場
所 管 部・課	江南区区民生活課
所 在 地	新潟市江南区元町5丁目3番4号
根 拠 法 令	墓地埋葬等に関する法律
設 置 条 例	新潟市斎場条例
施 設 概 要	敷地面積 7,949.71m ² 延べ床面積 1,308.14m ² 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建 施設の内容 火葬炉3基 告別ホール、炉前ホール、収骨室、靈安室、待合ロビー、待合室(3室) 駐車台数 11台

施 設 の 設 置 目 的
国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生、その他福祉の観点から、火葬業務や火葬場の管理が支障なく行われることを目的として設置
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
管理運営の基本事項 1墓地埋葬等に関する法律、新潟市斎場条例に基づき、人生の終焉の場「斎場」において、火葬業務を執行し、故人への尊厳を尊重し、利用者の心情に配慮した施設提供を行う。 2公の施設管理の責務を認識し、利用者への平等利用を確保した管理運営を行う。 3業務遂行にあたって、職員に対しての心づけなどは一切受け取らない。 4常に服装、言動には十分注意し、宗教の中立性を保つ。 5利用者からの苦情や意見、要望を管理運営に反映させる。 6災害や事件・事故等の緊急時の対応を確立し、安全で適切な管理運営を行う。 7地元周辺環境との調和を保ち、特に公害防止については、特段の配慮に努める。 8法令を遵守しながら、施設・設備の保全を適切に行う。 9新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護を徹底し、守秘事務を遵守する。 10業務を効率的に行い、経費節減に努める。